

静岡地方最低賃金審議会
**第1回 静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、
 輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会**
議事要旨

開催日時	令和7年10月6日(月) 午後2時から午後4時まで		
開催場所	静岡労働局 地下会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名
議題	1 部会長・同代理の選出 2 特定最低賃金専門部会の運営規程等について 3 特定最低賃金の改正決定について 4 その他		
議事要旨	本会議は、 公開 ・非公開		
1 部会長・同代理の選出	部会長(畠委員)と同代理(笠原委員)を選出。		
2 特定最低賃金専門部会の運営規程等について	全会一致で、専門部会運営規程を承認、第2回目以降の専門部会は、「委員の率直な意見を確保する」ため、非公開で審議を行うこと、議事録は議事要旨を公開すること、となった。		
	事務局から、本年9月19日開催の第399回本審において、 特定最低賃金の決議について、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用すること 審議日程について、専門部会での審議は配付資料4のとおり行うこと 専門部会の廃止について、本部会結審し答申が得られた後、関係労使から異議申出がなければそれぞれの異議申出期間の満了をもって、また、異議申し出があった場合でも11月10日の審議結果をもって廃止となること が、決議されていることを説明したほか、 発効日について、例年、静岡では、各特定最低賃金の発効日が複数となることによる混乱を避けるため、各特定最低賃金とも発効日を統一することとし、また、各年度の審議日程と企業の給料計算上の問題が生じにくい日を考慮して、統一した発効日は12月21日とすることを本審で決定する事が多くあったが、 今年度はこの取り扱いはしていないため、本専門部会では、金額だけでなく、効力発生日についても審議・決定していただく必要があることを説明した。		

3 特定最低賃金の改正決定について

事務局から配付資料について説明。

労使双方が基本的な考え方について発言した後、専門部会を一時休会として、公益委員が労・使委員へ個別に意見聴取を行った。

公益委員が労・使委員へ個別に意見聴取を行った後、部会を再開したが、意見の一一致に至らなかった。

労働者代表委員の主な意見

- ここ数年の最低賃金の引上げ額は急激で、産業を問わず最低賃金近傍で働く労働者の賃金水準が上昇しており、これは、物価の高騰に対して賃金が追随する形となって、労働者の生活の安定に寄与するものと評価はできるものの、その反面で、特定最低賃金との差が縮小し、特定最低賃金の優位性が年々確保しづらくなっていくという課題が急速に増加する懸念がある。
- 一方で労働人口の減少により、どの産業でも人手不足が深刻化しており、加えて、人材の流動性が高まる中で、産業の将来的な発展のためには、特定最低賃金の重要性が一層高まっていると考える。
- 特定最低賃金は組合のない職場で働く方々の賃金を底上げし、産業内の賃金格差を是正する効果がある。地域別最低賃金と比較して優勢性の賃金額を設定することで、人手不足という課題解消にもつながる。事業者間の公正な競争環境を促進することにより産業の健全な発展にも寄与すると考える。
- はん用等の特定最低賃金を網羅している産業は、この国の屋台骨であり、深刻化している社会環境において将来にわたって魅力ある産業であり続けるためには、賃金だけはないものの、賃金の優位性をもって魅力維持・向上をし続ける必要がある。
- 今後の審議では、地域別最低賃金よりも優位性を持てるかが重要な論点。難しい議論になると思うが、産業の実情を十分に御理解いただき、建設的な議論を行いたい。
- 改正申出資料にあるとおり、労働協約の最低金額である 1,168 円、95 円引上げを提案したい。

使用者側代表委員の主な意見

- 自動車産業は、本県において、輸送用機械器具の製造品出荷額は 25% を占める重要な産業。一方で、今の日本経済の状況は失われた 30 年からの脱却が命題で、これまでの経営方針や経験則が通用しない、100 年に 1 度の大変革期。
- 脱炭素化による EV 化がますます加速や海外企業の参入で、自動車へのテクノロジー搭載はますます急務、それに加えてのトランプ関税の影響もあり、今後、健全な発展をしていくのにはどうするのか、大きな変換期を迎えてる。
- 健全な発展のためには、労働者が安定・安心して働く場所を守るため、雇用の持

続性確保のため、経営の安定も重要である。特に 20 人以下の小規模事業者は雇用のセイフティーネットになっている部分もあるところ、大きな変換期の中で大きな影響を受けるため、当該事業者の持続性についても審議の中で十分に考慮する必要があると考える。

- ・ 労側とはアプローチは相違していても、本県の産業の発展、働く方々の安定・安心という観点で労使とも主張しており、目指す方向性は一致していると思っている。勤労者の安定的な生活と、事業者の持続的かつ安定した経営を両輪で考えて、良質な議論の上、譲歩しつつ全会一致を目指したい。
- ・ 自動車産業は、增收減益の状況であり、貿易もマイナスがくっきり表れてきているなど厳しい環境ある。また、米国関税の影響がこれから本格化するという現状を踏まえ、提示額としては、県経済産業部が発表した春季賃上げ要求妥結確報 299 人以下の平均賃上げ率 4.16%を基に 45 円の引き上げを提案したい。

4 その他

特になし